

空き家残置物撤去補助金

空き家の利活用を促進するため、市が指定する空き家を売買又は賃貸借するために残置物を片付ける費用の一部を補助します。

【対象空き家】

- ・ 空き家（区分所有建物も含む。）に関する情報を市が指定する団体に提供することについて、所有者が同意しているもの
- ・ 売買又は賃貸借（以下「売買等」）契約を締結していること

【対象者】 次のいずれにも該当する者

- ・ 補助対象空き家を売却、賃貸する所有者又は購入、賃借する個人
- ・ 補助対象者が残置物の所有者でない場合は、当該残置物の所有者が撤去に同意していること
- ・ 残置物の所有者が死亡している場合であって、申請者の他に相続人がいる場合にあっては、当該残置物の撤去について、他の相続人の同意を得ていること
- ・ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

【対象経費】 空き家の残置物の撤去に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費

- ・ 残置物の収集運搬（一般廃棄物収集運搬業者に依頼する場合に限る。）、整理及び分別にかかる費用
- ・ 特定家庭用機器の引取運搬料金及びリサイクル料金
※ 事業者に依頼する費用のみが対象

【補助金額】

- ・ 対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、100,000円を限度とする。
(補助金額に1,000円未満の端数が乗じた場合は切り捨て)

【方法】

- ・ 補助事業の完了日又は売買等契約の締結日のいずれか遅い方から起算して30日を経過する日までに、添付書類を添えて住宅政策課に申請書を提出して下さい。
※予算の範囲内で先着順に受け付けます。

<問い合わせ・申込み先>

春日井市 まちづくり推進部 住宅政策課 空き家対策担当

〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44 電話 (0568)85-6572

◆ 申 請

1 申請書の添付書類について

申請書（第1号様式）に次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 空き家の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類の写し
- (3) 残置物撤去前後の室内の写真
- (4) 請求書の写し（補助対象経費の内訳が分かるものに限る。）
- (5) 領収書の写し又は支払った金額が確認できる書類
- (6) 補助対象空き家の売買等に係る契約書の写し

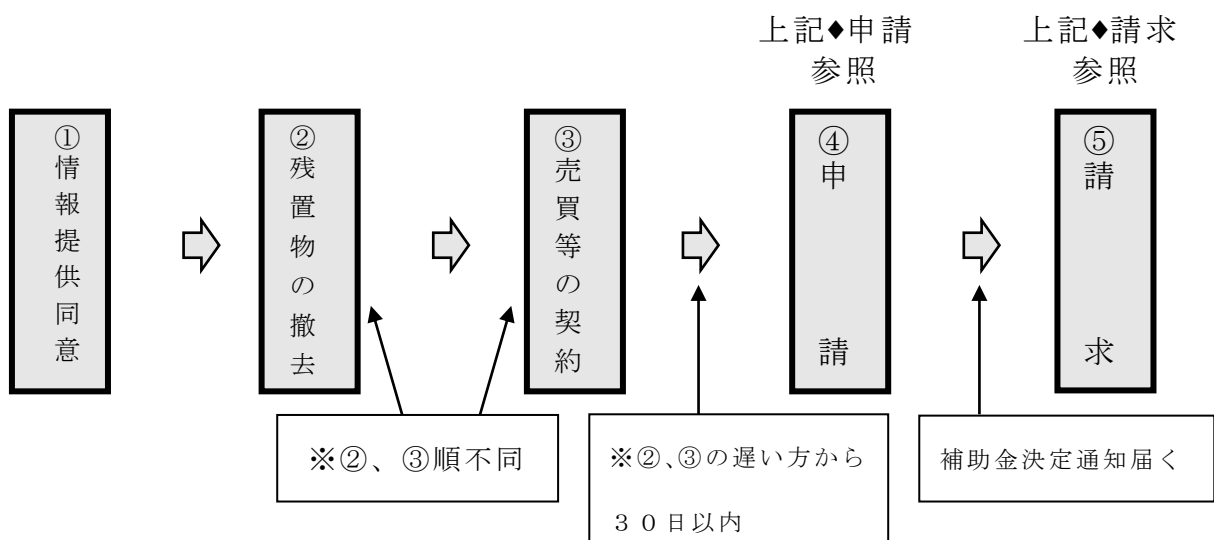
◆ 請 求

1 請求書の提出について

市からの補助金決定通知書を受け取り後、請求書を提出してください。

- (1) 振込口座は、申請者本人名義の口座を指定してください。
- (2) 市は、請求書を受理後、30日以内に指定口座に振込みますので、大変お手数ですが、ご自身で通帳記入を行い、入金を確認してください。

◆ 流 れ



◆ その他

- (1) 補助対象者は、空き家1戸につき、1人とし、1回限りとします。
- (2) 老朽空き家解体費補助金と重複して交付を受けることができません。